議案第７３号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

［改正理由］

地方税法が一部改正され、特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置が見直されたことに伴い、本市の固定資産税についてこれに応じた措置を講ずる等のため改正する。

［内　　容］

１　特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合（附則第５項関係）

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、当該設備の区分に応じ課税標準となるべき価格に乗ずる割合を次のとおり定めることとする。

(1) 太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備に限る。）、出力５，０００キロワット未満の特定水力発電設備、出力１，０００キロワット以上の特定地熱発電設備及び出力１万キロワット未満のバイオマス発電設備（認定発電設備であるものに限る。）に係る固定資産税の特例割合　３分の１

(2) 特定風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載された設備に限る。）に係る固定資産税の特例割合　２分の１

(3) 特定風力発電設備であって次のいずれかに該当するもの及び出力１，０００キロワット未満の特定地熱発電設備に係る固定資産税の特例割合　２分の１

ア　港湾法の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同法に規定する港湾区域内水域等において設置した設備

イ　地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備

ウ　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備

(4) 出力５，０００キロワット以上の特定水力発電設備　１２分の７

２　地方税法の一部改正に伴う規定の整備（附則第５項関係）

地方税法の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

［適　　用］

１　特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合

令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用

２　地方税法の一部改正に伴う規定の整備

公布の日